

学校林活用推進事業実施要領

1 趣 旨

将来を担う若い世代の自然体験や社会学習、環境教育のため、学校林の整備や学校林を活用した森林環境教育に取り組む場合、その活動を支援します。

2 助成の対象となる活動の内容

学校林等で児童生徒が参加する次の活動とする。

なお、次の活動に必要な準備や安全確保等の学校林整備も対象とする。

1) 森林整備活動

地拵え、植栽、下刈り、除伐、間伐、枝打ち、樹木ラベルの設置、歩道整備等

2) 森林環境教育活動（森林資源の利用を含む）

注：次の活動は対象外とする。

- ① 営利を目的とするもの
- ② 宗教活動や政治活動を目的とするもの
- ③ 活動のすべてを外部に委託（請負）して行うもの

3 助成対象団体

次の全ての条件を満たす団体とする。

- 1) 学校との連携が図られるなど、学校林におけるボランティア活動のための実施体制が整備されていると認められる団体
- 2) 団体の名称、所在地、会員、事業運営、会計年度等について規定された規約等を備え、適正な運営が確実に行われると認められる団体

4 助成対象と助成額

助成対象経費及び助成額（限度額）は「別表」のとおりとする。

5 助成金の交付の申請

この事業による助成を希望する団体（以下「助成希望団体」という。）は、交付申請書（様式1）を公益財団法人静岡県グリーンバンク理事長（以下「理事長」という）に提出するものとする。

また、助成希望団体の責任において、前年度の3月1日から事業を実施できるものとし、助成金の交付の申請において、実施済の事業についても交付の対象として申請できるものとする。

なお、助成申請書を審査した結果、実施済の事業が交付金の対象とならない場合があっても異議を申し立てないこと。

1) 提出書類 各1部

- ① 申請書（様式1）

2) 提出期限：別に定める日まで

6 交付の決定及び通知

理事長は、5により提出された助成申請書等の内容を審査し、適正と認められる場合は、予算の範囲内で助成額を決定し、助成希望団体に通知する。

なお、助成金の申請総額が予算額を超える場合は、申請額から減額して助成額を交付決定する場合がある。

7 助成金交付の条件

理事長は、交付の決定において、助成金の交付に関する条件を付すことができる。

助成金交付の決定を受けた団体（以下「助成決定団体」という。）は、助成対象となる活動を中止又は廃止しようとする場合には、あらかじめ理事長の承認を受けるものとする。

8 活動の情報発信

この事業は緑の募金を活用していることから、団体は活動に当たって「緑の募金の幟」を設置するとともに、自らも情報発信に努めること。

また、団体は、グリーンバンクからの要請に応じて、グリーンバンクだより、緑の募金だより等用の被写体の了解が得られた写真データを提出すること。

9 実績の報告

助成決定団体は、助成対象の活動完了後、実績報告書（様式2）等を理事長に提出するものとする。

1) 提出書類 各1部

- ① 実績報告書（様式2）
- ② 支出明細がわかる領収書等の写し
- ③ 活動成果の整理表（様式7）
- ④ 活動の状況写真（最低1枚は「緑の募金の幟」と活動の状況が写っていること）
- ⑤ その他、参加者募集チラシ、新聞記事等

2) 提出期限

活動完了の日から15日以内、又は助成金の交付の決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までとする。

なお、止むを得ず2月末日まで活動を行う場合は、「活動の実績表」にはその活動計画を記載するものとする。ただし、助成金にかかる支出は2月15日までに完了させるものとする。

10 助成金の額の確定

理事長は、9により提出された実績報告書等の内容を確認し、本要領等において助成対象として認められる経費について助成金額を確定するものとする。また、確定した助成

金額が交付決定額と同額の場合は、確定通知を省略することができる。

助成対象として認められない経費や証拠書類等で確認できない支出等がある場合は、決定額を減額して助成額を確定するとともに、前払いを行っている場合は、団体に対し返還を求めるものとする。

11 助成金の交付

理事長は、5の交付申請書及び9の実績報告書に記載された請求額を支出するものとする。

なお、6により決定した助成額又は10により確定した助成額が請求額と異なる場合は、決定又は確定した助成額を支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成25年度事業から適用する。

この要綱は、平成28年度事業から適用する。

この要綱は、平成29年度事業から適用する。

この要綱は、平成30年度事業から適用する。

この要綱は、平成31年度事業から適用する。

この要綱は、令和2年度事業から適用する。

この要綱は、令和3年度事業から適用する。

この要綱は、令和4年度事業から適用する。

この要綱は、令和5年度事業から適用する。

この要綱は、令和6年度事業から適用する。

この要綱は、令和7年度事業から適用する。

「別表」 【学校林活用推進事業】

1 助成の対象となる経費

助成金の対象となる経費の詳細は、「緑の募金による助成金交付事業の細部取扱い」を参照のこと。

科目	区分	摘要
森林整備活動費 森林環境教育費 資機材費	苗木代	農作物や花の苗、種、球根は対象外
	資機材購入費	チェンソー、草刈り機等（※） 鎌、鉋、のこぎり、くわ、ヘルメット等
	消耗品費	苗木の支柱、チェンソー等の替刃、救急薬品、教材・材料費、幟の支柱等
	借上げ料	資機材運搬車両、施設使用料等
	燃料費	チェンソー等の燃料代
	保険料	傷害保険
	学習教材費	教材、材料費等
	印刷製本費	資料、チラシ等のコピー代等
	通信費	切手（参加者募集用）、振込料
	指導者謝金	外部の講師・指導者に限る
	その他	構成員では実施が危険・困難な作業の外注費
SNS等による 情報発信費	—	実施した森づくり活動をSNSやホームページで 情報発信するにかかる募金事業細則で定めた経費

※ チェンソー等を購入する場合の助成の上限額は次のとおり

a チェンソー：50千円/台（差額は活動団体負担）

b 刈り払い機：35千円/台（差額は活動団体負担）

c その他の機械：30千円/台（差額は活動団体負担）

2 助成の限度額

一団体当たり助成額は、次のとおりとする。

- 1) 助成の限度額は、森林整備活動、森林環境教育に参加する父兄、学校関係者、児童・生徒、ボランティア団体等の延べ参加人数に応じ下表の額を限度とする（外注先の人数は含まない）。

参加延べ人数	助成限度額
10～30人未満	5万円
30～50人未満	10万円
50人以上	15万円